

令和4年度

市民の
企画提案による
協働の
まちづくり事業

(旭川市協働事業提案制度)



募集説明会



市民の企画提案による協働のまちづくり事業 (協働事業提案制度) とは?

NPOなどの市民活動団体

公共的課題の解決やまち
の活性化につながる事業

事業
提案

市民と市の協働によって
効果が高まるような事業

旭川市 (提案事業に関係する部局)

団体と旭川市が協力して実施
旭川市が事業にかかる経費の一部を負担

事業の目的

案内P1

市民の視点による協働事業を実施

- ▶市民ニーズ，地域の課題に効果的に対応可能になる
- ▶きめ細やかな公共サービスを提供できる

様々な団体が公共サービスの担い手となる

- ▶多様な分野による公共サービスの多様化
- ▶公共サービスの担い手を育成

団体と市とがともにまちづくりに関わる

- ▶協働に対する意識の向上

※「協働」とは・・・

市民と行政がお互いの**責任**，**役割**を果たし，相互に補完し，**協力し合う**こと

募集する事業

案内P1

- ▶ **提案団体自らが参加し、かつ主に市内で実施する公益的な事業**
- ▶ **具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られる事業**
- ▶ **市と協働で実施することにより、より高い効果(相乗効果)が期待できる事業**

次のいずれかに該当する事業は **対象外**

案内 P 1

- ▶ **営利**を目的としたもの
- ▶ **特定の個人や団体**が利益を受けるもの
- ▶ **宗教，政治，選挙活動**
- ▶ **公序良俗に反するもの**
- ▶ 旭川市又は活動費の一部を旭川市が負担している団体から助成金を受けている事業

同一事業へ公費を二重に支出することになるため

- ▶ **その他市長が不相当と認めるもの**

対象となる団体

案内P1

※個人での応募不可

- ▶ **旭川市内**で**市民活動**を行っていること
- ▶ 市と協働して事業を遂行できる**実績**又は**能力**があること
- ▶ 運営に関する**規約**等があること
- ▶ **予算・決算等事務**が適正に行われていること

※**市民活動**とは・・・

市民が、自主的、自発的に社会のために行う非営利の活動

事業実施期間

案内P 2

令和4年4月から令和5年3月（令和4年度）
に実施する事業



同じ事業は最長3年間継続して提案可能
実施するには毎年度，審査が必要

募集区分

◆負担金上限額 20万円コース

旭川市が **20万円を上限** に事業費を負担

◆負担金上限額 50万円コース

旭川市が **50万円を上限** に事業費を負担

コースの選択例

全体で25万円かかる事業

収入・・・10万円見込（参加費, 協賛金, 自己財源等）

- ・ **20万円コース**で申請
- ・ **15万円の負担金**を申請

全体で70万円かかる事業

- ・ **50万円コース**で申請
- ・ **50万円**（上限額）の**負担金**を申請
- ・ 20万円は自己資金等で事業実施

負担金の対象例

案内P 2

科目	経費の例
謝礼等	講師，指導者，協力者等に対する謝礼等
人件費	事業実施に係る作業等に対する人件費
交通費	事業に要する交通費（JR運賃等実費額）
消耗品 印刷製本費	事業実施に必要な消耗品購入代 チラシ，パンフレット等の印刷代，コピー代など
通信運搬費	各種資料，案内文書等を送付するための郵送料 や宅配料など
使用料 賃借料	会議やイベントなどの会場使用料， 機器・備品等の借上げ料など
保険料	イベント傷害保険，損害賠償保険など
その他	その他事業の実施に必要な経費（広告料など）

提案から実施まで

案内P3

令和3年

- 4月～ 募集開始
- 9月30日 事前相談締め切り
- 12月中旬 一次審査

提案
相談会
7月13日
～
8月20日

令和4年

- 1月下旬 二次審査
- 2月 採択候補事業決定
- 4月 採択事業決定
- 4月以降 協定締結，事業実施

事前相談（必須）

案内P4

事前相談受付期間：**令和3年9月30日（木）**まで

- (1) 協働事業企画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 提案団体概要書（様式第4号）

事前相談時
に必要



※10月27日まで書類修正可能

事業の組み立て方，提案書の書き方などについて**提案相談会**で相談，アドバイスが受けられます

提案書類提出期限

令和3年10月27日(水)※必着

案内P4・5

市民の企画提案による協働のまちづくり事業提案書

(様式第1号)

【添付書類】

- (1) 協働事業企画書 (様式第2号)
- (2) 収支計画書 (様式第3号)
- (3) 提案団体概要書 (様式第4号)
- (4) 団体の規約, 会則, 定款等
- (5) 役員・会員名簿

(役員と事業に関わる方の役職・氏名・住所を記載)

- (6) 直近の事業年度の決算書及び予算書
- (7) 団体の活動が分かる資料
(活動報告書, 会報, チラシなど)

審査について（概要）

案内P6

審査は、学識経験者や市民活動実践者等の外部委員で構成される

「旭川市市民協働推進会議」

◆ 審査方法

一次審査（書類審査）

二次審査（公開プレゼンテーション審査）

審査について（一次審査）

案内P6

書類審査

- ・ 提案書類の内容を元に審査
- ・ 通過対象は、審査基準に基づき
得点率 **60%**以上の事業

※基準を超える事業が多数の場合、協議により通過事業数を調整

審査について（二次審査）

案内P6

公開プレゼンテーション

提案団体・担当部署双方から
事業の目的や内容，協働の効果等について説明



推進会議委員との質疑応答



プレゼンテーション終了後，非公開による審査
審査基準に基づき，得点率**70%**以上
→採択候補事業となる

採択の決定まで

案内 P7

二次審査通過事業→採択**候補**事業



採択候補事業の団体と担当部署で事前協議
(事業内容や役割分担, 予算等について)



令和4年度**予算成立後**, 採択事業を決定

提案事業の情報について市ホームページや資料等で公表

公表内容

- ▶ 提案事業名, 提案団体名, 団体代表者の役職・氏名
- ▶ 提案事業の内容, 予算額
- ▶ 審査結果の概要及び委員講評
- ▶ 採択事業の実施状況, 実施の様子の写真等
- ▶ 実施事業の内容, 決算額
- ▶ 実施事業の評価結果及び委員講評

おわりに

案内P7

まずは相談

対象となる事業か，担当になる部署はあるか

→ 気になることは市民活動課へ

- ・ **協働相手とのコミュニケーションが大事**
- ・ **協働の第一歩はお互いの目標・課題・体制・考え方などを理解し合うこと**
- ・ **十分な協議が出来るように、申込みはお早めに！**

令和4年度（2022年度）実施事業

募集中！！

事前相談は9月30日(木)締切

ご提案お待ちしております